

參考資料

1 インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出され、これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しているところである。

また、各地方自治体においても、基本計画において、域内のインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を平成28年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を2020年度までに策定することとなっている。

「公共施設等総合管理計画」については、総務省の2018年9月30日時点の調査によれば、都道府県及び政令指定都市では100%、市区町村でも99.7%の団体において策定されているところである。

一方、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の老人福祉施設においては、2018年3月末日時点の調査によれば、策定率は21%と低調な状況にある。

老人福祉施設の計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、老人福祉施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、都道府県等においては、個別施設計画の策定について積極的な取組をお願いする。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html

- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省HP内）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

- ・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画関連資料の掲載先（総務省HP内）

<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

厚生労働省

インフラ長寿命化計画（行動計画）（抄）

平成27年度～平成32年度

平成27年3月31日

厚生労働省

I. はじめに

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すため、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ること」及び「引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うこと」を任務としており、水道、医療、福祉、雇用、年金などの分野で地方公共団体、独立行政法人等が管理する各インフラについて、的確な維持管理・更新等が行われるよう、制度等を整備する立場と、検疫所、労働基準監督署、公共職業安定所等の各施設について、自らがインフラの管理者として、維持管理・更新等を実施する立場も担っている。

インフラ老朽化の状況については、各インフラによって異なるものの、法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は10.5%（平成25年度）[※]に達していることや、厚生労働省が管理する官庁施設について、主要建築物が平均して築30年を超過しているなどを踏まえると、今後、これらのインフラの老朽化が急速に進行し、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが予想される。

一方、政府全体の取組としては、平成25年10月、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月には、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。

基本計画により、メンテナンスサイクルの構築等による安全・安心の確保や予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によるトータルコストの縮減・予算の平準化等の取組を推進することとされ、また、各インフラの管理者及びインフラを所管する立場にある国等（以下「所管者」という。）は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画の策定が求められている。

これらを踏まえ、厚生労働省が所管・管理する立場にあるインフラに関して、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、インフラの長寿命化に向けた取組を推進するものとする。

※厚生労働省調べ

II. 計画の範囲

1. 対象施設

厚生労働省が所管・管理するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

分野	対象施設	備考
水道	水道施設（管路施設、浄水施設）	
医療	病院（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関）	
福祉	社会福祉施設等（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設 等））	
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター）※借受施設を除く	
年金	年金事務所	
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍 等（借受施設を除く））	

2. 計画期間

平成27年度（2015年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

Ⅲ. 対象施設の現状と課題

1. 及び2. （略）

3. 福祉

（1）点検・診断／修繕・更新等

社会福祉施設等については、維持管理、更新等に当たっては、各施設が有する機能や設備環境等に応じ、定期的な点検・診断、災害発生後の緊急点検等の不定期な点検等が行われている。引き続き対象施設の点検等を着実に進めていく必要がある。

（2）基準類の整備

社会福祉施設等の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいて行われており、これらの基準類の改定等について、特に社会福祉施設等に関わりが深いものについて情報収集し、各施設を管理する者へ周知する必要がある。

（3）情報基盤の整備と活用

社会福祉施設等の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等により台帳として整備・保管することとされている。

(4) 新技術の開発・導入

社会福祉施設等の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であることから、社会福祉施設等を管理する者に対して情報提供する必要がある。

(5) 予算管理

社会福祉施設等の維持管理・更新等に必要な費用については、各施設において修繕の必要性等を考慮して、計画的な修繕、更新を行うための予算支出の平準化に努める等の対応を行っている。

(6) 体制の構築

社会福祉施設等において、維持管理・更新を実施するために必要な人材・体制の確保に努めている。

(7) 法令等の整備

該当なし。

4. ～6. (略)

IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

このため、今後、各インフラの管理者等により策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握の上、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを推定することとする。

また、各施設管理者は、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組む。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「Ⅲ. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 及び2. (略)

3. 福祉

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- 法令等に基づき、社会福祉施設等の点検や更新等の取組が確実に実行されるよう、相談対応、支援策についての周知を行っていく。

(2) 基準類の整備

- 社会福祉施設等において、基準、マニュアル等について周知が進むよう、必要に応じて情報提供等を行う。

(3) 情報基盤の整備と活用

- 社会福祉施設等において、財産台帳に修繕等に関する情報を記載する等法令等に基づいた適切な管理が行われるよう、周知を行う。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- 対象となる社会福祉施設等については、定期的な点検のサイクルを踏まえて、個別施設計画を策定する。

(5) 新技術の開発・導入

- 建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、特に社会福祉施設等に関わりが深い新技術が開発・導入された場合には、社会福祉施設等への情報の共有に努める。

(6) 予算管理

- 社会福祉施設等の各施設において、計画的な維持管理・更新等を行い、予算の適正な執行に努める。
- また、国、地方公共団体等においては、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

- 社会福祉施設等の維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。

(8) 法令等の整備

- 該当なし。

4. ～6. (略)

7. 個別施設計画の対象

(1) 対象施設

行動計画の対象施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進する。ただし、次の①から③までの施設については、管理者等の判断により、対象から除くことができる。

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画に代えることができる。

- ①主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設
- ②施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設
- ③建設、更新等の実施後、間もない施設及び廃止が予定されている施設

上記を踏まえ、各分野において個別施設計画の策定を推進する対象施設は次表のとおりである。

分野	対象施設
水道	水道施設（管路施設、浄水施設）
医療	病院（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関）
福祉	社会福祉施設等（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等））
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター）※借受施設を除く
年金	年金事務所
官庁施設	庁舎、庁舎等（建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く。）

(2) 計画策定の推進と内容の充実

上記の対象施設について、全ての管理者によって早期に計画の策定が進むよう、策定方針や手引きの策定等を実施する。

その際、中長期的な予算管理に資する計画となるよう、蓄積された情報を基に、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記する。

また、個別施設計画を策定するためには、施設毎の点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であることに鑑み、施設毎にメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講ずる。

VI. フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、計画に関する進捗状況を把握し、「VI. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化させるとともに、必要に応じて本計画の改定を行う。

また、計画に関する進捗状況等について、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等において共有する。

なお、本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、厚生労働省ホームページを通じて情報提供を図る。

資料1-1

個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定状況について

【背景】

○ 政府は、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を策定し、各インフラの管理者は、平成32年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとした。

<参考>

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画」を策定するものである。

なお、行動計画は、インフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断・修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設について対象とし、個別施設計画は、行動計画において個別施設計画を策定することとした施設を対象としている。

○ これを受け、各主体による取組を促進するため、平成30年4月1日時点における個別施設計画の策定状況をとりまとめた。

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成29年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
内閣府	内閣府本府が維持管理する施設	庁舎等(一般庁舎、防災関連施設、迎賓館) <small>(単位:施設数)</small>	13	13	13	100%	100%	100%
		宿舍 <small>(単位:施設数)</small>	2	2	2	100%	100%	100%
		北方領土問題対策協会施設 <small>(単位:施設数)</small>	3	3	3	100%	100%	100%
警察庁	所管独立行政法人が維持管理する施設	国立公文書館施設 <small>(単位:施設数)</small>	2	2	0	100%	0%	0%
		庁舎等 <small>(単位:施設数)</small>	14,967	10,527	4,637	70%	44%	38%
		宿舍 <small>(単位:施設数)</small>	5,136	4,289	1,668	84%	39%	38%
		交通安全施設(信号機等) <small>(単位:管理台数)</small>	47	33	11	70%	33%	28%
総務省	警察通信施設	警察通信施設(無線中継所) <small>(単位:施設数)</small>	576	576	576	100%	100%	100%
		庁舎 <small>(単位:施設数)</small>	23	20	20	87%	100%	100%
		宿舍 <small>(単位:施設数)</small>	6	6	6	100%	100%	100%
		情報通信関係施設 <small>(単位:ネットワーク)</small>	7	7	7	100%	100%	100%
法務省	郵便	直営郵便局 <small>(単位:局)</small>	20,158	16,500	16,500	82%	100%	100%
		消防庁舎 <small>(単位:消防本部数)</small>	728	728	227	100%	31%	22%
		庁舎等 <small>(単位:施設数)</small>	941	936	934	99%	99%	99%
外務省	官庁施設	宿舍 <small>(単位:施設数)</small>	440	429	429	98%	100%	98%
		庁舎等 <small>(単位:施設数)</small>	80	80	80	100%	100%	83%
財務省	官庁施設	宿舍 <small>(単位:施設数)</small>	109	109	108	100%	99%	77%
		庁舎等 <small>(単位:施設数)</small>	791	764	764	97%	100%	100%
			949	947	947	99%	100%	100%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成29年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(③/②)	⑤計画策定率(③/②)	
文部科学省	学校施設	公立学校施設(単位:管理番号)	1,786	1,786	122	100%	7%	4%
		国立大学法人等施設(単位:管理番号)	91	91	9	100%	10%	4%
		公立大学等施設(単位:管理番号)	91	91	21	100%	23%	27%
	社会教育施設	社会体育施設(単位:管理番号)	1,928	1,928	262	100%	14%	10%
		文化会館等(単位:管理番号)	1,331	1,331	175	100%	13%	10%
		社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く)(単位:管理番号)	2,101	2,101	234	100%	11%	8%
		独立行政法人施設(単位:管理番号)	16	16	1	100%	6%	6%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%	100%
		宿舍(単位:施設数)	20	20	20	100%	100%	100%
	厚生労働省	水道分野	上下水道施設(単位:管理番号)	1,430	1,430	1,076	100%	75%
病院(単位:施設数)			1,519	1,203	117	79%	10%	0%
福祉分野(公立施設)		児童福祉施設等(単位:施設数)	14,056	12,143	2,758	86%	23%	17%
		保護施設(単位:施設数)	91	91	29	100%	32%	25%
		障害福祉施設等(単位:施設数)	2,123	1,821	429	86%	24%	22%
		老人福祉施設(単位:施設数)	2,693	2,370	509	88%	21%	12%
雇用分野		職業能力開発短期大学校等(単位:施設数)	118	118	7	100%	6%	0%
年金分野		年金事務所(単位:施設数)	289	289	289	100%	100%	100%
官庁施設		庁舎等(単位:施設数)	721	711	702	99%	99%	92%
		宿舍(単位:施設数)	197	127	116	64%	91%	76%
農林水産省	農業水利施設 (受益面積100ha以上の基幹 水利施設)	ダム、調整池、ため池(単位:施設数)	885	760	516	86%	68%	64%
		頭首工(単位:施設数)	1,387	1,171	755	84%	64%	58%
		水路(単位:施設数)	9,844	8,727	5,915	89%	68%	60%
		用排水機場(単位:施設数)	2,492	2,145	1,700	86%	79%	71%
		施設機械等(単位:施設数)	950	788	525	83%	67%	61%
		橋梁(橋長15m以上)及びトンネル(単位:施設数)	3,575	3,575	1,301	100%	36%	13%
		管路施設、処理施設(単位:市町村数)	891	754	313	85%	42%	36%
		抑止工、抑制工(単位:区画数)	1,874	1,897	395	96%	21%	8%
		堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	1,803	1,109	285	62%	26%	9%
		保全施設事業に係る施設、地すべり防止施設等(単位:地区数)	2,029	1,760	1,049	87%	60%	37%
農林水産省	治山 林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設(単位:施設数)	36,911	36,911	12,049	100%	33%	22%
		外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設(単位:海岸数)	2,637	2,637	2,112	100%	80%	70%
		増殖場、養殖場(単位:施設数)	185	185	138	100%	75%	53%
		漁場集落排水施設(単位:施設数)	393	393	70	100%	18%	14%
		漁業集落環境施設	3,067	2,438	802	79%	33%	11%
		海岸保全施設(水産庁所管)	1,037	436	388	42%	89%	—
		庁舎等(単位:施設数)	280	226	197	81%	87%	—
		宿舍(単位:施設数)						

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成29年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
経済産業省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	5	5	5	100%	100%	
		宿舍(単位:施設数)	4	4	4	100%	100%	
		工業用水道事業(単位:専業数)	154	154	60	100%	39%	
	工業用水	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,828	1,828	1,332	100%	73%	
		トンネル(単位:団体数)	714	714	260	100%	36%	
	道路	大型の構造物(単位:団体数)	737	737	293	100%	40%	
		主要な河川構造物(単位:施設数)	44,151	14,945	13,622	34%	91%	
	河川・ダム	ダム(単位:施設数)	558	558	465	100%	83%	
		砂防設備(砂防堰堤・兵団工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(単位:専業数)	90	90	80	100%	89%	
	砂防	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	5,440	4,790	2,183	88%	46%	
		管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:専業数)	1,472	1,472	1,024	100%	70%	
	下水道	係留施設(単位:施設数)	13,903	13,779	13,272	99%	96%	
		外郭施設(単位:施設数)	20,759	20,387	13,420	98%	66%	
港湾	臨港交通施設(単位:施設数)	9,345	9,174	6,818	98%	74%		
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	241	237	82	98%	35%		
その他(小規模、県以下)	その他(小規模、県以下)等(単位:施設数)	16,886	8,271	3,658	49%	44%		
	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	109	109	100%	100%		
空港	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	80	80	73%	100%		
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	91	91	62	100%	68%		
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	187	187	187	100%	100%		
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%		
自動車道	橋(単位:施設数)	92	92	66	100%	72%		
	トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%		
航路標識	大型の構造物(門型標識等)(単位:事業者数)	23	23	15	100%	65%		
	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,229	5,229	5,229	100%	100%		
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%		
	都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	659	100%	93%		
住宅	公営住宅(単位:専業主体数)	1,696	1,696	1,510	100%	89%		
	UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,693	15,693	15,693	100%	100%		
官庁施設	公社賃貸住宅(単位:専業主体数)	11	11	11	100%	100%		
	庁舎等(単位:施設数)	2,668	1,474	1,450	51%	98%		
		775	741	730	96%	89%		

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成29年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
環境省	廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(単位:施設)	4,231	2,869	1,202	68%	42%	8%
		国立公園(単位:公園)	34	34	0	100%	0%	0%
		国民公園・墓苑(単位:公園等)	4	4	0	100%	0%	0%
		世界自然遺産関連施設(単位:遺産地域)	4	2	0	50%	0%	0%
		野生生物関連施設(単位:施設)	42	18	0	43%	0%	0%
		生物多様性センター(単位:施設)	1	0	—	0%	—	—
		庁舎等(単位:施設数)	238	154	149	65%	97%	76%
		宿舍(単位:施設数)	42	18	12	43%	67%	25%
		庁舎等(単位:施設数)	493	400	350	81%	88%	74%
		宿舍(単位:施設数)	589	429	316	73%	74%	53%
防衛省	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	事務所(単位:施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
		地方公共団体庁舎※2	1,788	1,788	250	100%	14%	8%

※国土交通省は平成29年3月31日時点

※2総務省調査による